

市立小樽美術館協議会委員公募要綱

制 定 平成29年5月19日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立小樽美術館条例（昭和54年小樽市条例第18号）第16条に基づき設置する市立小樽美術館協議会の委員（以下「協議会委員」という。）の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(公募人数)

第2条 公募による協議会委員（以下「公募委員」という。）は、1名とする。

(応募要件)

第3条 公募委員に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当しなければならない。

- (1) 市内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 市立小樽美術館を利用し、その運営に関して、知識、経験、関心等のある者
- (3) 会議（平日の昼間に年2回程度開催）に出席可能な者

(公募方法)

第4条 公募は、広報おたる及び市のホームページへの掲載その他の方法により行う。

(任期等)

第5条 公募委員の任期は、2年とする。

- 2 公募委員は、1回に限り再任されることができる。

(応募方法)

第6条 応募者は、市立小樽美術館協議会委員応募用紙（様式）に小論文（800字程度のもの）を添付して、郵送、ファクス、電子メール又は持参により応募するものとする。

- 2 前項の小論文のテーマは、美術館長が別に定める。
- 3 第1項の応募用紙及び小論文は、応募者に返却しないものとする。
- 4 応募期限は、美術館長が別に定める。

(選考の方法等)

第7条 選考は、別に設置する市立小樽美術館協議会公募委員選考会（以下「選考会」という。）における書類選考により行うものとする。

- 2 選考の結果については、応募者に書面で通知するものとする。

(選考会)

第8条 選考会の組織等については、美術館長が別に定める。

(庶務)

第9条 公募に関する庶務は、市立小樽美術館において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会委員の公募に関し必要な事項は、美術館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

市立小樽美術館協議会委員
応募用紙

令和 年 月 日提出

[illegible]



